

部会・研究班 活動紹介

KTKでは5つの部会と15の研究班がセミナーや意見交換など会合を開催しています。興味のある方、実務につながる知識を深めてみませんか。

私たちはスキルアップのため、いろんな意見交換ができる場として会合を実施しています。

ハイブリット形式の会合だから、遠方でも多忙な時もオンラインで会合に参加できます。

会員の雰囲気はざっくばらん。同じ目的をもつ仲間上司も部下もありません。ひとりの見解よりみんなで議論を交わす方がより深い理解になりますよ。

趣味や知識を活かした本格BBQなどアクティビティーも不定期開催でイベントを開催しています。

意匠・商標部会

意匠・商標部会では、意匠と商標に限られず不正競争防止法に関するテーマも採り上げています。

近年の部会では、「実務からみるハーブ、マドプロについて」(’22年6月)、「ファッションローとは何か」(’22年7月)、「意匠の類否判断における「物品の類否」についての考察と提言」(’22年11月)、「教科書には載っていない外国商標実務」(’22年12月)、「不正競争防止法2条1項1号による商品形態の保護」(昨年5月)、「GUI(グラフィカル・ユーザインターフェース)の法的保護について」(昨年9月)、「意匠のミカタ～意匠の類否判断とそのポイント」(昨年11月)をテーマに採り上げました。

講師は、大学教授や弁護士、弁理士にお願いし、各法域における知財保護、侵害成否判断、諸外国における保護の状況も解説いただいています。

会合は、オンライン開催でしたが、今後はリアルの機会を増やす方向です。今年度も様々なテーマでの会合を企画いたします。

国際部会

国際部会は、その名称から分かるように、より「国際的」な視点に立って活動を展開し、日米欧中等諸国の法改正や最新判例の知財動向、実務の注意点や創意工夫など様々なテーマで、日本だけではなく、海外の弁護士や弁理士をお呼びして会合を開催しています。例えば、米国の弁護士先生をお呼びし最近の米国特許法に関連する判決およびその実務上の影響についてのご解説や、中国の弁理士先生をお呼びし中国における化学製品の用途発明や審査・審判段階で医薬用途発明の新規性と進歩性判断の実例のご紹介をしていただきました。

今年も、似て非なる各国の知財制度を学び、諸国の知財動向をウォッチングし、国際的な知財実務に役立つ会合の開催を予定しています。

また、会合後懇親会も開催し、知財に限らず様々な海外のトピックスについて、講師を交えた歓談の時間を設けております。ぜひ国際部会の会合(及び懇親会)をご参加ください。

訴訟実務部会

訴訟実務部会は、平成20年秋に発足され、関西特許研究会の長い歴史の中ではまだまだ若い部会です。

「訴訟実務」とありますので、例えば、訴訟の流れや訴訟実務上の対応といったテーマだけを扱っているのでは? とご想像される方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし、訴訟実務部会は、これらだけに限らず、広く知財に関連するテーマでの会合を開催しています。過去には、大学教授や弁護士、弁理士を講師としてお呼びし、裁判例の解説や検討、無効資料調査や共同研究開発契約、無効主張、進歩性、交渉学、特許訴訟における技術説明会、といった様々なテーマでの会合を開催してきました。今年度も様々なテーマでの会合を予定しています。

また、訴訟実務部会は、他の部会や研究班と協力しながら会合を合同開催し、関西特許研究会の目的である理論と実務の「研究」と、会員相互の「親睦」を図っています。

どうぞよろしく願っています!!

他にもあります!

特許・実用新案部会

特許や実用新案について会合を実施している部会です。さまざまな案件について議論します。

親睦部会

不定期で開催されるイベントなど企画運営している部会です。BBQや夏季セミナーなど趣味を活かした活動ができます。

知財戦略研究班

知的財産によってどのように経営戦略に組み込んでいくのか。さまざまな角度から研究をしています。

ソフトウェア研究班

「ソフトウェア研究班」は、ソフトウェアに関する知財の実務を探求することを目的とする研究班です。ソフトウェアに少しでも関連することであれば何でもOKです。直近は、「ゲームの知財」と称して、特許・著作権によるゲームソフトの保護の可能性を探求し、その次に、ボードゲームやカードゲームのような有体物を用いたゲームの保護の仕方を探求しています。過去には、「サーバが複数、海外に設置されることから生じる域外適用問題および複数主体問題を解決するためのクレームドラフティングの検討・実験」、「AI発明の権利化方法の検討」などを行いました。

どの研究班でも同様と感ずますが、議論が盛んにおこなわれ、会合後に毎回開催される懇親会で議論の続きをすることもできます。ソフトウェア実務に長けている先生も多数参加されていますので、ソフトウェア特許の基本、AI特許のクレームや実務について知りたい方は、会合や懇親会で質問することもできます。誰でも気軽に参加できますので、ぜひご参加ください。

化学・バイオ特許研究班

本研究班では、化学・バイオの分野に関し、これから特許事務所や企業知財部で働くことを目指される方、知財業界の経験が浅い方でも共に学習し成長していけるような勉強・研究会を開催する予定です。また、前研究班（医薬・バイオ研究班）に引き続き、バイオ分野や医薬分野の判例紹介、その他の化学分野に関する判例紹介なども開催していく予定です。

詳細な活動内容は定まっておりませんが、参加されるメンバーで方針を決めていければと思っております。ご興味を持たれた方は是非一度ご参加ください。

明細書研究班

「明細書研究班」は、理想の特許明細書を探求し続けることを目的とする研究班です。毎月第3火曜に会合を開催しています。議論を中心としていることが特徴で、担当者が、特許庁の「審判実務者研究会報告書」等から自分が興味のある事例を選んで発表し、その後、参加者全員で議論をします。議論を通じて、個人で事例を読むよりも遙かに深い理解が得られます。会合後には、毎回懇親会を行っており、そこで議論の続きをすることもできます。誰でも気軽に参加できますので、ぜひご参加ください。

クレームドラフティング研究班

クレームドラフティング研究班では、年に3、4回の会合を開催しています。会合の1カ月前前に参加予定者に課題をメールで配信します。参加予定者は、会合の1週間前までに課題の請求項を作成し、メールで提出します。その後、全員の起案を掲載した起案集を参加者に送信します。題材は、機械、ソフトウェア等です。会合への参加資格は、課題の提出です。

会合では、各自の請求項を説明し、他の参加者とディスカッションを行います。最近では、参加者の人数が15名程度と多くなっていますので、2つのグループに分けてディスカッションを行っています。他の部会や研究班と異なり、演習型の研究班です。他所の事務所の人はどんな請求項を書いているのか興味のある方はぜひご参加ください。

外国商標制度研究班

当班は、読んで字のごとく、外国商標制度を研究する班です。しかし、「制度」と言っても、あくまで日頃の実務に役立てるという観点から、実務的な内容を取り扱います。

担当者の発表やワークショップを通じて、商標実務家が研究・勉強・議論・情報交換・交流等を行う場にすることを目指します。

生成AI活用研究班

生成AI活用研究班は、生成AIについての理解を深め、知的財産業務への適用可能性を探るために発足しました。毎月の定例会合では、最新のAI関連トピックや知財業務への適用事例を共有し、活発な議論を交わっています。過去の会合では、画像生成AIやLLMの基礎と知財業務への適用可能性を取り上げ、講師による解説や実演、参加者同士の議論を通して理解を深めてきました。今後は、文化庁の報告「AIと著作権に関する考え方について」を取り上げ、生成AIを知財業務で活用する際の留意点についてディスカッションする予定です。生成AIは急速に発展しており、知財業務への影響は大きくなると予想されます。新人弁理士の皆様におかれましては、ぜひこの機会に生成AI活用研究班にご参加いただき、生成AIについての理解を深めていただければ幸いです。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

ちなみに、この紹介文も全てAIが生成しました。最速で4月22日からご参加いただけます。詳しくはKTK公式サイトで。

商標審判決研究班

KTK商標審判決研究班は、KTKの中でも歴史のある研究班の一つです。当研究のテーマは、「商標・不正競争に関する審判決の研究」です。

会合では、最近の商標の審決および商標・不正競争に関する判決を各担当者に説明していただいた上で、参加者の間で自由に議論します。取り上げる審判決は、前回の会合から、今回の会合までの最新の事案です。発表は、審決・判決それぞれを一覧表にしてご報告致します。

商標の類否や識別力の判断基準は、時代により、ゆらぎがありますので、最新の審決に接することで、最新傾向の理解が深まります。

研究班への参加は、商標にあまり馴染みのない方、ブランクのある方など、さまざまな方にご参加頂いており、会合後に懇親会も開催しておりますので、お気軽にご参加下さい。

外国特許実務研究班

外国特許制度は、弁理士試験では直接勉強しませんが、実務上は大変重要です。外国特許実務研究班では、諸外国の特許制度、手続きの留意点、審査の傾向や判例などをテーマに会合を行っています。

会合は、輪講形式で発表担当の先生に作成して頂くレジュメに基づいて進行します。テキストをお持ちでない方も参加できるので、興味あるトピックであれば、お気軽にご参加下さい。また、輪講以外にも、特定の先生に、外国特許のホットな話題や、外国実務のご経験を取り上げてお話しいただいたりすることもあります。会合後には懇親会も開催します。会合中に質問できなかったことを聞いてみたり、お互いに情報交換してください。

著作権研究会

著作権研究会は数年前に発足した、KTKの中でも新しい研究会です。

著作権は特許・実用新案・意匠・商標といった産業財産権とは異なり、創作された時点から創作した人に権利が発生します。私たちの身の回りには多数の著作物が存在し、それらについて著作権や著作者人格権が問題となることも稀ではありません。

また昨今ではSNSやAI技術の発展により著作権に関する様々な問題が取り上げられる機会も増えています。

著作権研究会では、日ごろ我々が抱く「これって著作権法的にアウトなの？セーフなの？」といった疑問や近年の著作権に関する裁判例、著作権に関する書籍の紹介など、様々なテーマで発表を行い、ディスカッションしています。

昨年まではオンラインを中心に開催していましたが、今年からはハイブリッド開催し懇親会も開催できればと考えています。

短答試験以来著作権からは遠ざかっている…という方も、著作権については任せる!の方も、是非気軽にご参加下さい。

ライセンス研究会

ライセンス研究会では、ライセンス契約、秘密保持契約、共同研究契約等の所謂技術契約(知財契約)の研究をしています。技術契約については弁理士試験の試験科目になっていないため、合格後対応できる弁理士がほとんどいません。技術契約に関するセミナーや物の本はあまた存在しますが、多くは理想論や絵空事に始終しており、実務ワイズな使える知識を提供してくれません。本研究班は、30年以上に亘り交渉実務を経験してきた班長の下、実際に使える交渉技術・契約作成技術を学べる日本での唯一の研究主体です。技術契約を実務に取り込みたい事務所弁理士さん、技術契約を見なければいけない企業内弁理士さん、ぜひご参加ください。

意匠実務研究会

KTK意匠実務研究会は、主に意匠審判決の研究を行っており、2か月に1回のペースでリアル・オンラインのハイブリッドで会合を開催しています。

毎回、査定系審決の担当者と当事者系審決の担当者を決めて、各担当者に最新の意匠の審判決をご紹介いただき、参加者間で自由に議論します。意匠実務の経験が豊富な会員から特許・商標の実務中心の会員まで、参加者層の幅が広い点がこの研究会の魅力の一つです。

参加者は平均して15~20名くらいで、会合後は懇親会も開催しています。

参加型で意匠の実務を学べる貴重な研究会ですので、意匠に少しでもご興味をお持ちの皆さま、是非一度ご参加ください。

判例研究会

判例研究会は、【頻度・規模】毎月1回開催しています。現班長(佐々木健一)、副班長(細田芳弘、田邊実行)体制(2016年)になってから2024年5月度でちょうど100回目!を迎えます。毎回20名程度参加頂いています。

【特徴】毎回、知的財産高等裁判所の主要判決(判例研究会開催月の2か月前1か月間に出た最新判決)を紹介しています。従って、判例研究会に出席するだけで、知財高裁判決の最新動向が把握できます。【内容】会合は、研究会の名前の如く、特許だけでなく意匠や商標、著作権等々、判例に関係する内容を会員が発表し、その後みんなで論議しています。【懇親】もちろん!会合の後は懇親会を開催し、みんなでワイワイ・ガヤガヤ行きます。是非、一度ご参加下さい。一緒に論議しましょう。

東京地区知財研究会

東京地区で研究会会合をしています。事務所以外に、企業や外国の資格者の参加も多く、参加者の多様性が高いことが一つの特徴です。テーマは知財であれば何でもOK。直近の発表テーマは、パテントリンケージ(医薬特許と薬事承認の関連性)、欧州における追加実験データ参酌の可否、サポート要件における課題の認定など。もちろん、商標や意匠、不競法、著作権などの発表も歓迎しています。

研究発表とディスカッションが中心で、毎回、懇親会も開催しています。関西地区から、出張ついでに参加する会員もいます。会合はハイブリッドとしていて、オンラインで参加される会員も多いです。気になるテーマがあるけれど、どこの研究会で発表すればよいか分からないという方、是非、東京地区知財研究会で発表してください(オンラインでの発表もOKです)。

班長(佃)が4月に関西に転居するため、本年度は、新しい班長(砥綿)と2名で運営します。どうぞよろしくお願いいたします!

英文明細書研究会

本年度より、急な思い付きで、『新英文明細書研究会』を始めることにした橋詰由子です。

「橋詰」は旧姓であり、2020~2021年度には特実部会幹事を務めていました。外内・内外特許出願に役立つような内容を幅広く研究することを目的としています。

開催場所は、主に関西大学梅田キャンパス内の会議室。

会合の内容は、

第1部: 和書(初回は、佃誠玄先生の著書。)の輪読およびそれに関する議論、

第2部: 明細書作成等に関する洋書(現在、テキストを選定中。)の輪読およびそれに関する議論、

第3部: 毎回適当に探してきた英文明細書に対しての班員みんなでの評論や意見交換、

の3部構成を予定しています。

懇親会は、茶屋町周辺のクラフトビール店などの予定です。

KTK会員の誰もが気軽に参加し、楽しく学べる班を目指して運営をして行く所存です。

ご参加お待ちしております!

— 弁理士の標榜業務の一つです。 —

酒類の地理的表示GI



TRIPS協定第22条を受けて令和3年法改正により、弁理士法4条3項において「酒類の地理的表示」が弁理士の標榜業務として明記されました。「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」により、国税庁長官により指定された地理的表示GI(Geographical Indication)が保護されます。

「酒類の地理的表示に関する表示基準」

(平成27年10月国税庁告示第19号)

生産基準 「酒類の特性」に規定された文言の要部を抜粋しました(5地域の清酒GI)。

GI山形	やわらかくて透明感のある酒質
GI新潟	雑味の少なくきれいな味わいの酒質
GI白山	米の旨みを活かした豊かなこくを有している
GI灘五郷	味わいの要素の調和がとれており、後味の切れの良さを有している
GI佐賀	ふくよかな米の旨みを多く残す芳醇な酒

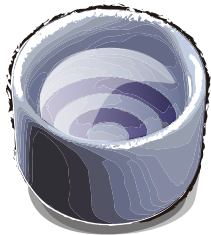


GI指定の要件…「酒類の特性」の確認…理化学分析 と 官能検査(きき酒)

GI指定酒(清酒)を体験してみましょう。

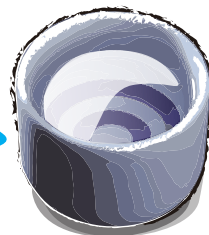
今回は小型容器に少量(揮発した香り成分を上部の空間に滞留させるため)を注ぎます。

きき酒手順



目(視覚)

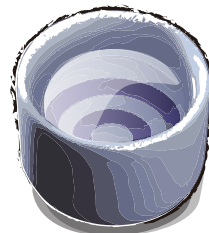
色(濃さ、色合い)・さえ(にごりの有無)をチェック。



鼻(嗅覚)

口を付ける前に、「上立ち香」をみる。
吟醸酒の場合は、吟醸香*1の有無・程度。

少量(4~5ml)を口に含み、
まず「口中香*2」をみる。



舌(味覚)

次に舌の上に拵がった味をみる。
吐き出した後の後味をみる
(…今回は試飲されて良いのでは、と思います)。

*1 「吟醸香」(ぎんじょうか)とは、酢酸イソアミル(バナナの切片的の香り)とカブロン酸エチル(リンゴの切片的の香り)を主体とする複合エステル香

*2 口中香(こうちゅうか)とは…清酒を口に含み、すすりながら鼻から息を出すときに、呼気とともに感じられる香りのこと。

本日のGI指定酒は、上記の「酒類の特性」の文言をそれぞれ体現しているでしょうか。

(川瀬 直樹 記)